

第2回 福岡空港技術検討委員会

ターミナル施設配置の基本方針

平成22年2月23日

□ 施設配置の基本方針

滑走路増設に伴い必要となる西側ターミナル地域の施設配置計画を策定する必要があるが、現在は構想・施設計画段階という調査段階であることから、今回はゾーニング計画の検討を行うこととする。

① 抵触物件の把握

(別紙：参考資料)

滑走路増設に伴い必要となる平行誘導路上を走行する航空機の安全運航を確保するため、航空機の翼端からのクリアランス及び増設滑走路の転移表面に抵触する物件を把握する。

② 必要施設規模の把握

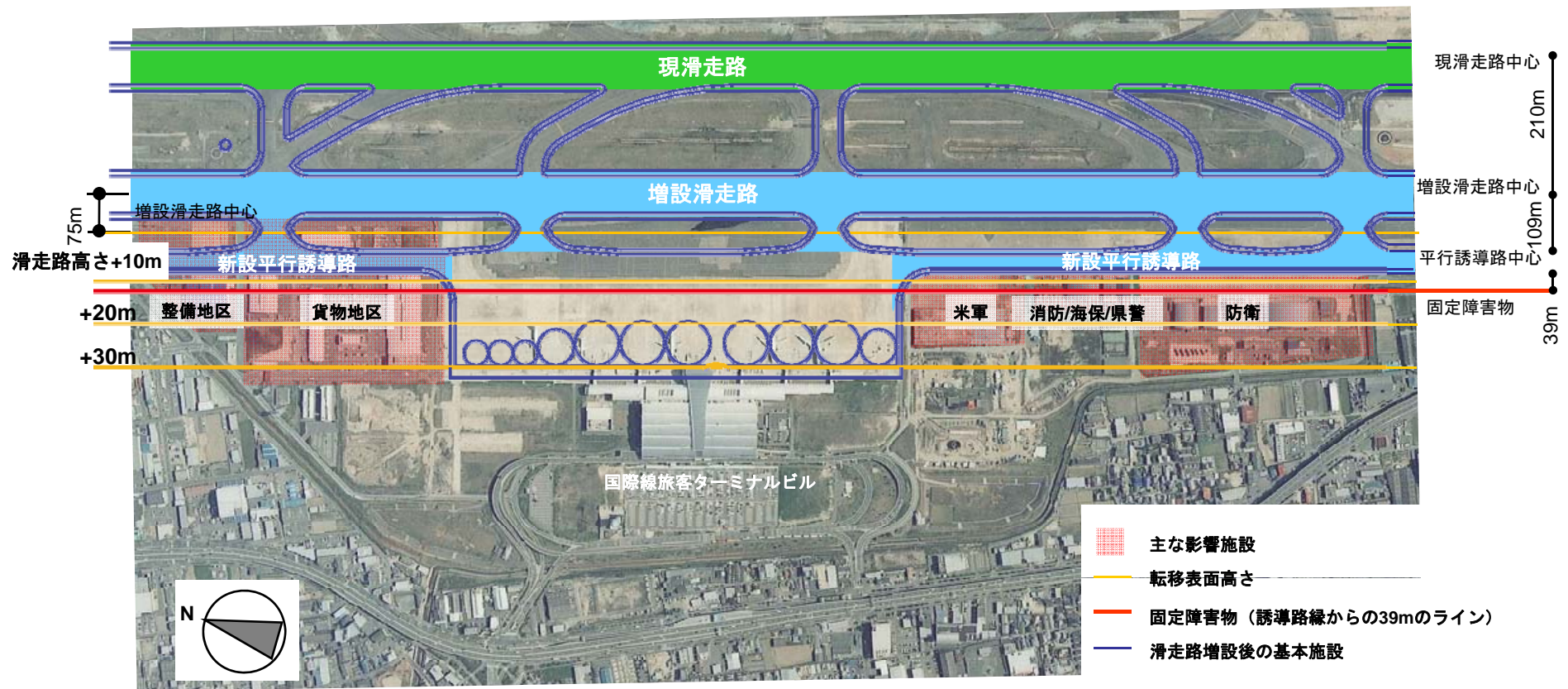
上記①の検討の結果、現在の位置から移設が必要な施設について、必要な施設規模及び用地規模を把握する。

③ ゾーニング計画の検討

ゾーニング計画の検討に当たっては、以下の点に留意する。

- ア) エプロン計画は、需要予測に基づき算定するスポット数を確保する必要があるが、将来の機材の中・小型化の進展や旅客利便性に配慮し、スポット配置を検討する。
- イ) 移設が必要となる施設は、エアーサイド及びランドサイドにおける必要な活動が効率良く実施できると共に、各施設の機能上の関連性に配慮したものとする。
- ウ) 各施設の機能上の関連性や用地効率の観点から、必要に応じてクリアランスや転移表面には抵触しない施設の移設も検討する。
- エ) 上記施設配置の検討に当たっては、現空港内の用地を最大限活用することとし、空港場外への用地拡大は必要最小限とする。

【参考資料】 西側ターミナル地域内で基本施設の計画に直接影響のある施設



福岡空港西側ターミナル地域

【参考資料】誘導路縁と固定障害物との間隔

誘導路縁と固定障害物

3.7.2 誘導路帯の幅および勾配

(省令 79 条関係)

誘導路帯の幅は特別の理由があると認められる場合を除き、着陸帯の等級に応じて、次表に示す誘導路縁と固定障害物との間隔に誘導路幅を合わせた幅を有するものとする。

誘導路縁と固定障害物との間隔

着陸帯の等級	滑走路長	誘導路縁と固定障害物との間隔
A、B	2,150m以上	39m以上
C、D	1,500m以上、2,150m未満	30m以上
E、F、G	900m以上、1,500m未満	26m以上
H	500m以上、900m未満	16m以上

- (1) 誘導路帯は、図-3.7.1 に示すとおり、誘導路幅に誘導路縁と固定障害物との間に最小限取るべき間隔を加えた範囲としている。また、誘導路帯は、エプロン誘導路にも適用することを標準とする。

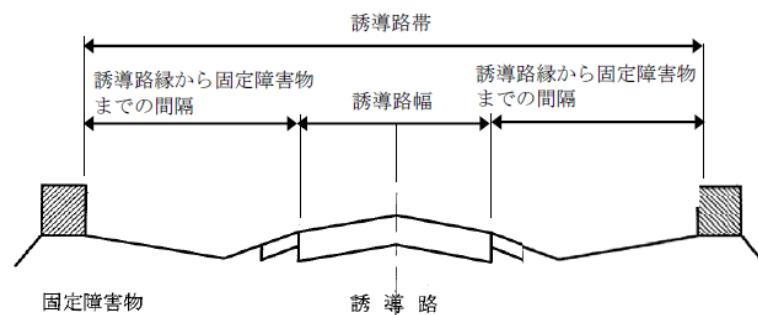


図-3.7.1 誘導路帯

出典：空港土木施設の設置基準・同解説